区分番号Ａ３０１－２に掲げるハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 ハイケアユニット入院医療管理料１ （14日以内の期間）　4,967点 （15日以上21日以内の期間）　5,472点 ハイケアユニット入院医療管理料２ （14日以内の期間）　2,266点 （15日以上21日以内の期間）　2,771点 ハイケアユニット入院医療管理料（医科点数表第１章第２部第３節特定入院料の区分番号Ａ３０１－２に掲げるハイケアユニット入院医療管理料の注５に該当する場合） （14日以内の期間）　2,166点 （15日以上21日以内の期間）　2,671点 注１　基本診療料の施設基準等第九の四の⑶に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。 ２　基本診療料の施設基準等第九の四の⑷に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して７日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。
区分番号Ａ３０１－３に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 （14日以内の期間）　4,130点 注１　基本診療料の施設基準等第九の五の⑿に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。 ２　基本診療料の施設基準等第九の五の⒀に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して７日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。
区分番号Ａ３０１－４に掲げる小児特定集中治療室管理料	小児特定集中治療室管理料 （７日以内の期間）　14,690点 （８日以上14日以内の期間）　12,549点 （15日以上30日以内の期間）　13,054点 （31日以上55日以内の期間）　13,261点 注１　基本診療料の施設基準等第九の五の二の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。
	２　基本診療料の施設基準等第九の五の二の⑻に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して７日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。
区分番号Ａ３０２に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 新生児特定集中治療室管理料１ （14日以内の期間）　8,696点 （15日以上30日以内の期間）　9,201点 （31日以上110日以内の期間）　9,408点 新生児特定集中治療室管理料２ （14日以内の期間）　6,555点 （15日以上30日以内の期間）　7,060点 （31日以上110日以内の期間）　7,267点
区分番号Ａ３０２－２に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料 （７日以内の期間）　12,873点
区分番号Ａ３０３に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 （14日以内の期間）　5,488点 新生児集中治療室管理料 （14日以内の期間）　8,696点 （15日以上30日以内の期間）　9,201点 （31日以上110日以内の期間）　9,408点 注　基本診療料の施設基準等第九の六の二の⑷に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、胎児が重篤な状態であると診断された、又は疑われる妊婦に対して、当該病院の医師、助産師、看護師、社会福祉士、公認心理師等が共同して必要な支援を行った場合に、成育連携支援加算として、入院中１回に限り、1,200点を所定点数に加算する。
区分番号Ａ３０３－２に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料 （14日以内の期間）　3,696点 （15日以上30日以内の期間）　4,201点 （31日以上140日以内の期間）　4,408点
区分番号Ａ３０５に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 （14日以内の期間）　7,497点 （15日以上30日以内の期間）　6,736点 （31日以上の期間）　6,943点